

# 富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱

平成22年3月30日  
( )  
告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における緑豊かで安全な生活環境を保全するため、市民生活の安全上支障となる樹木の除去を行うものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次項に規定する樹木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する町内会（住民により自主的に組織された自治会をいう。以下同じ。）とする。

2 補助金の交付の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）は、市民生活の安全上支障となる状態であり、かつ、高さが15メートル以上である樹木とする。ただし、市長が必要と認める樹木については、この限りでない。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 樹木除去に要する経費のうち、町内会が事業者に対して支払う次の費用

ア 建設機械の借上料

イ 作業員等の労務費

ウ 運搬費及び処分費

(2) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象樹木の存する土地1箇所につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、前項の土地1箇所につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする町内会（以下「申請者」という。）は、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 位置図

(3) 樹木の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金

の交付を決定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた町内会（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 事業完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の運用が不相当と認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止したとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。